

中央環境審議会環境保健部会

懇談会議事録

資料 1

1. 日 時 平成10年10月23日(金) 13:00～16:00

2. 場 所 東條会館本館「シルバーの間」

3. 出席者

(部会長) 井形昭弘

(委員) 浅野直人

北野大

竹宇治聰子

横山長之

(特別委員) 宇野則義

西山紀彦

前田和甫

(五十音順)

角田禮子

鈴木継美

辻義文

長田泰公

林裕造

(事務局) 岡田企画調整局長

南川保健企画課長

上田環境リスク評価室長

緒方特殊疾病対策室長

鍋木保健企画課調整官

澤環境保健部長

吉田環境安全課長

佐藤保健業務室長

細野保健企画課調査官

4. 議題

(1) 前回議事録確認

(2) 今後の化学物質による環境リスク対策の在り方について(参考人意見聴取)

(3) その他

5 . 議 事

【保健企画課長】 時間になりましたので、ただ今から中央環境審議会環境保健部会懇親会の開催をお願いしたいと思います。

本日は、6名の参考人の方をお招きいたしております。6人の参考人の方々から御意見を伺い、質疑をさせていただくということでございます。

最初に私の方から6人の参考人の方を紹介させていただきます。

まず、浦野紘平参考人でございます。浦野参考人は、横浜国立大学工学部教授でございます。物質工学科において化学物質の環境安全に関する研究を進めておられます。環境庁のP R T R技術検討会の委員でございます。また、パイロット事業の評価の際のワーキンググループの座長として取りまとめに御尽力をいただいております。また、日本化学会の化学物質リスクコミュニケーション手法検討会の座長も務めておられます。

続きまして、太田元参考人を御紹介いたします。

太田参考人は、経済団体連合会の参与として環境問題全般、P R T Rもそうでございますが、温暖化、廃棄物、自然保護等、全体にわたりまして経団連事務局の責任者でございます。

続きまして、福永忠恒参考人を紹介いたします。

福永参考人は、日本化学工業協会P R T R検討分科会の主査でございます。また、住友化学工業の環境・安全部長をお務めでございます。この分野のリーダーシップをとってこられた方でございます。環境庁のP R T R技術検討会の委員でもいらっしゃいます。

続きまして、品川尚志参考人を紹介いたします。

品川参考人は、日本生活協同組合連合会常務理事でいらっしゃいまして、全国の生協の組合員の暮らしに関わる活動、食の安全問題あるいは消費者の権利問題、温暖化をはじめとした環境問題への消費者への対応、そういったことについて全国的に取組を進める役割を持っております組織推進本部の本部長でいらっしゃいます。

続きまして、後藤敏彦参考人を紹介いたします。

後藤参考人は、環境監査研究会の代表監事でございます。環境マネジメントあるいは環境報告書などに関する活動を進めておられます。P R T Rにつきましては、バルディーズ研究会を中心としたラウンドテーブルのまとめ役として、また、環境庁の技術検討会、先般のO E C D国際会議にも御活躍をいただいております。

最後に、森谷恒和参考人を御紹介いたします。

森谷参考人は、神奈川県環境部技監ということで、環境部の技術系のトップでございます。ダイオキシン問題、環境ホルモン問題などの化学物質対策の推進に当たっておられます。P R T Rにつきましては、環境庁の技術検討会の委員であり、さらに先般行いました神奈川県でのパイロット事業につきまして中心的な役割を果たしてこられております。

紹介は以上でございますが、審議の前に、お手元にお配りをした資料の確認をさせていただきます。不備な点がございましたら事務局にお申し付けをお願いいたします。

【事務局】 お手元の1枚目の議事次第の下に配布資料の一覧を付けてございますが、紹介をさせていただきます。

〔配付資料の確認〕

【部会長】 ただ今から開会させていただきます。

まず、部会長決定におきまして、「議案に応じて部会長が公開を決定する」ということになっております。毎回であります。むしろこの問題は公開した方がいいと思っております。「公正中立な審議に著しい支障を及ぼさない」、「特定な者に不当な利益・不利益をもたらさない」ということで公開とさせていただきます。

また、本日配布されている資料につきましても、特に差し支えございませんので、公開とさせていただきたいと思っております。御了解をいただきたいと思っております。

それでは、本日の議事に入ります。

まず最初の議題は、10月15日に開催しました前回部会の議事録(案)の確認でございます。事前に各委員にお配りする時間がありませんでしたので、お気づきの点がございましたら、一週間をめぐり御修正なりをお申し出いただきまして、それによって善処したいと思っております。

それでは、次の議題であります「今後の化学物質による環境リスク対策の在り方について」。今日は、先ほど御紹介いただきました参考人の方においでいただいております。まず、この席を借りて厚く御礼申し上げます。御多忙中のところありがとうございました。

この進め方ではありますが、まず参考人の先生方から15分程度御意見をいただきまして、内容についての質問あるいは確認という意味で5分ほど時間をとってございます。全員の意見が終わりました後で総合質疑・総合討論をする時間をとってございます。したがって、終わりましたら5分程度の間に、特にお聞きしたいことについて御発言いただければありがたいと思っております。

それでは、早速でございますが、参考人から御意見をいただきたいと思っております。どうぞ

法、廃棄物処理法といった排出を濃度等で規制する方法、あるいは農薬取締法や化審法といった製造・使用の制限をする法律によって対策がとられてまいりました。

しかし、排出量を規制するためには、被害がある、あるいは被害と化学物質との因果関係がかなりの程度科学的に明確でなければならないという考え方がございまして、このため、どうしても後追いの対策にならざるを得ない傾向にありました。

また一方で、製造や使用を規制するというものも、対象物質あるいは特定の特性を持ったものを少数規制をするという体制でございます。このような従来の各環境媒体ごと、あるいは用途や特性の限られた物質を規制するという形では数万種類にも及ぶ様々な化学物質の、また様々な潜在的な危険性を管理するということはなかなかできない状況にございます。

これに対しまして、大手製造業を中心に、自主的な化学物質の管理を進めるということが行われ始めております。これは大変良いことで、大いに評価されるべきものでございます。しかしながら、化学物質は、先ほど申し上げましたように、製造業だけではなく、国民生活のあらゆる場から排出されております。特に中小事業所や非製造業からもかなりの量の排出があります。例えば、米国のTRIでは、1,2-ジクロロエタンというものが非常に使用割合の少ない中小事業所から大量に排出されていることが報告されておりますし、環境庁の行いましたパイロット事業でも、一部の業種では従業員30人程度の小さな事業所からかなりの量の排出が認められております。また、地域によっては、製造工場からのいわゆる固定発生源からの排出よりも、中小事業所あるいは自動車や家庭等からの排出量の方が多き物質も散見されます。

また、地域の環境リスク管理におきましては、特に中小事業所が問題を起こすことも多々ありますので、これらをしっかりと管理することも重要であります。すなわち、業界団体等に参加して努力をされている排出抑制は非常に評価されるものの、これだけでは総合的に化学物質の管理を進め、他の発生源も含めて公正に国民の健康や生態系を保護することはできないと考えられます。

これらの問題を解決するためには、PRTTRを軸として、国民各層各主体が協力して総合的で柔軟な環境リスク対策を進めるための新しい枠組み、法制度が必要であると思っております。こういった問題は、特にそれぞれの主体が責任と共通の情報をもって協力して安全な社会を築くためには不可欠なことで、こういったことが国際的にも求められていることとございます。

また、このような方法では予防的な視点が必要ですので、不確定な部分がある情報での対応が避けられません。したがって、国内外の動向や科学技術の進歩あるいは地域の様々な特性によって柔軟に対応する制度でなければならないと思います。こういったことが国際的にも通用する日本の化学物質対策のためには必要であると思われま

す。また、国におきましては、化学物質管理に関する省庁あるいは部署が極めてたくさんございます。例えば通商産業省、農林水産省、運輸省、厚生省、文部省、労働省といった様々な省庁の部署が関係ございますが、各部署がばらばらに取組をしていたのでは、地域や業種によって不公平が生じ、公正な化学物質管理が進まなくなるおそれがございます。すなわち、環境経由の化学物質のリスク管理につきましては、諸外国同様、環境庁が中心になって各省庁が協力をする体制をきちっと確立する必要があると考えております。

また、環境庁その他の省庁の国と地方自治体との連携が必要であり、この連携がないと、地域によってかなりの格差が生ずるおそれがあり、不公正が生ずる可能性もありますので、国が全国で統一して維持すべきレベルを示した上で、すべての自治体が国と緊密な連携のもとに、地域の特性に応じた環境リスク管理を進めることが不可欠であります。

また、この地域に応じた環境リスク管理を進めるには、P R T R等を公平性・信頼性・実効性のあるものにしなければならないと考えられます。このためには、地方自治体を經由してP R T Rの報告を求めることが不可欠であると考えております。

すなわち、地方自治体が当事者から除かれますと、地域によって管理の緩い場所が生ずるおそれがある。あるいは地域ごとに違う対応を産業界がしなければならなくなって、過剰な負担をもたらす可能性もございます。また、行政が非効率になるおそれもありますので、今後は一層、地域と国との連携を進めて、適切な環境リスク管理をすることが必要だと考えております。

特にパイロット事業の実際をやってきた経験からしますと、極めてたくさんの質問が来ております。これに対しまして、統一したきめ細かな指導や助言がパイロット事業で行われました。すなわち、自治体が関与することによって初めて信頼性のある報告を速やかに集めることができたと考えております。このようなことなしに、全国で1カ所で国が一括して報告を求めるということでありま

知識や技術が乏しい非製造業や中小事業所に負担を少なくして適切なP R T R報告を行っていただくためには、地方自治体の指導、助言などが不可欠と考えております。

すなわち、国が定めた統一して維持すべき枠組み、考え方等が示され、全国の地方自治体を経由して環境庁にP R T Rが報告されることによって、精度の高い報告が速やかに得られること、非製造業、中小事業者の負担を軽減できること、地域に合ったリスク管理ができること、一定のレベルが全国で維持された上で公平にP R T Rが行われること、あるいは地域のリスクコミュニケーションが促進されることが実現できるというふうに考えております。

また、地方自治体を経由することによって、一部企業秘密の確保が不安であるという意見が出ておりますが、P R T Rの対象物質につきましては、含有量の裾切りがございまして、かなり容易に分析できるレベルしか対象にしておらない。あるいは研究開発にしか用いない、ごく少量しか用いないものについては対象にならない。あるいは米国と異なり、使用目的を報告することを義務づけていないということから、企業秘密については、当然一定のルールで国が守るべきですが、それほど心配することはないと考えております。

また、製品情報につきましても、M S D Sが義務化されることが検討されておまして、これは大変実現が期待される大事なことでございますが、M S D Sだけでは中小事業所や非製造業にはなかなか理解できない部分があり、さらにほかの視点からの充実も必要であると考えております。

また、こういったことを本格的に進めるためには、国民各主体が情報を共有して、相互に理解を深めるためのリスクコミュニケーションを促進することが不可欠であります。このリスクコミュニケーションにおいても、地方自治体と環境N G Oの果たす役割は非常に大きいと考えております。例えば、地方自治体が関係者の情報交換・意見交換をする場を提供すること、あるいは中立的な立場で話をすることが不可欠だと考えております。また、環境N G Oにおいても、一般国民の正しい理解を促進する役割の一部を担っていただくことが必要だと考えております。

当然ながら、こういった問題を進めるためには、科学技術の進歩と人材育成が重要であります。この科学技術の進歩と人材育成のためには、情報がある程度公開されることで初めて科学技術も進歩し、人材も育成されるものと考えております。こういった問題についてもぜひとも、特に利用しやすい電子媒体の形での情報提供が期待されるわけでありまして、

以上、限られた時間ですが、私の意見を申し述べさせていただきました。

【部会長】 どうもありがとうございました。非常にクリアカットにお話をいただきましたが、御質問のある方はどうぞ御発言ください。大体資料にお書きいただいておりますので、内容はよくわかりだと思えますが。

【参考人】 一点だけよろしいですか。6ページ目の中ほどよりちょっと下に、「5.1倍と7.6倍」という数字が出ておりますが、これがトルエンとキシレンの順序が引っ繰り返っておりまして、細かいところの計算を入れますと「7.7倍と5.1倍」というふうに順序を引っ繰り返していただきたいのですが。

【部会長】 後で総合討論をいたしますから、特に御質問がなければ次の先生に移ってよろしゅうございますか。

ありがとうございました。それでは、よろしく願いいたします。

【参考人】 お手元に資料と簡単なレジメを御用意しておりますので、これを御覧になりながらお聞き取りをいただけましたら幸いです。

それでは、P R T R制度の導入につきまして、産業界の意見を申し述べたいと思えます。まず最初に、産業界が環境問題にどのように取り組んできたか、一言申し上げたいと思えます。

産業界は、90年代に入りまして、経団連地球環境憲章の精神にのっとり、まず国民の健康と安全、さらに自然との共生を念頭に置いて自主的な取組を基本に種々取り組んでまいりました。

具体例を挙げますと、昨年の夏取りまとめました経団連自主行動計画がそれでございますが、例えば、地球温暖化防止についての具体的な目標と対策の明確化、循環型社会を目指した廃棄物対策の計画的な推進、I S O 14000シリーズの策定への積極的な参加並びに認証の取得などが挙げられると思えます。

化学物質につきましても、そうした流れの中で、国による制度の導入に先駆けて、昨年12月より経団連として自主的にP R T R調査を実施するなど積極的に取り組んでまいりました。

それでは、P R T Rに関する経団連のこれまでの取組を御紹介いたします。

一昨年11月より、我が国におけるP R T R制度の導入の在り方についての検討を始めたわけですが、昨年4月には、お手元に資料を配布させていただいておりますが、P R T Rの目的をリスク評価・リスク管理とする、などの見解を取りまとめしております。

この見解を取りまとめた後、昨年の10月は、欧米7カ国に調査団を派遣してP R T R

制度の運用状況、課題といったものを調査いたしました。そして、先ほど御紹介しました見解に沿って、昨年12月から自主的に参加を表明していただいた45団体の協力を得て第1回経団連調査を実施し、本年6月にその調査結果を公表いたしました。これもお手元の資料でございます。

この第1回調査では、我が国で初めて全国レベルの排出・移動量を把握したということ、それから、約40の団体が参加した産業界の広範かつ自主的な取組であるといったことから、第1回としては一定の成果をおさめることができたのではないかと考えております。

第2回目の調査であります、ただ今その実施に向けて準備を進めているところでございますが、データの精度や、先ほど浦野先生から御指摘がありましたカバー率等の向上を目指して、第1回調査で明らかになった課題を順次改善していきたいと考えております。また、調査結果の公表につきましても、一步踏み込んで発表できないかと現在検討している最中でありませう。

次に、「今後の化学物質による環境リスク対策の在り方」でございますが、環境リスク対策を進めるに当たって、まず第1の目的として、国民の健康と安全、環境保全に資することでございますが、PRT R制度の目的も同様であると考えております。そして、PRT R制度による環境リスク対策を進める上で欠かすことのできない2本柱としまして、1つは、環境リスクについての科学的な評価の実施、2つは、事業者による自主管理であるということ、この2つを並行して進めていくことが基本であると考えております。

ここで誤解のないように申し上げておきたいと思っておりますのは、PRT R制度の導入に私どもは反対していないということでありませう。排出・移動量のデータを国に報告することは、透明性という観点からも当然のことと考えております。同時に、排出・移動量を自ら把握し、環境リスク低減などの適正な管理を一層進めていく際の指標として、そのデータを活用していきたいと考えております。ただし、具体的な管理の進め方等については、事業活動そのものを熟知しております事業者の創意工夫が活かされる自主的な取組が適当であるのではないかと考えております。

もう一つの柱であります科学的な評価の実施につきましては、事業者が知見をもちろん提供するとかリスク評価の手法を開発するといったことも役割として考えられますが、何といたしましてもハザードデータの収集、専門家、化学者・研究者の育成等につきましては、行政の果たす役割が極めて大きいのではないかと考えております。

次に、リスクコミュニケーションであります、ただ今、環境リスク対策の2本柱の1

つとして、科学的評価の実施について触れましたが、これはリスクコミュニケーションとも密接に関係していることをごさいます。討議資料にも、この点、「排出量の情報のみならず、その理解に役立つ情報についての疑問や相談に対する対応が的確に行われるようにすることが必要である」と書かれてございますが、経団連では従来から、単なる数値データの公表はデータのひとり歩きにつながり、混乱を招くおそれがあると考えておりました、科学的な根拠に基づいたリスク評価の確立並びにリスクコミュニケーションの進展と歩調を合わせる形でデータの公表を進めるよう主張してまいったところであります。

データのひとり歩きを防ぐために、事業者自ら管理した結果を解説する、あるいは情報の受け手との円滑なリスクコミュニケーションに努めるべきということは当然のことではありますが、同時に行政においても、そうした事業者の努力を、ハザードデータの整備であるとか、リスク評価についての専門家・研究者等の育成を通じて側面から御支援いただくことが極めて重要であると考えております。

次に、国と地方公共団体との連携の問題であります。法制化をする際に、国と地方公共団体の役割についても十分御検討いただきたいと考えております。産業界では地域によって報告方法が異なることは、報告者の負担であるとかデータの精度の向上であるとか、望ましくないと考えております。したがって、データの収集には国が一元的に携わることが望ましいと思っております。

なお、これに関連して、国としての制度ができた場合には、地方公共団体における既存の制度の見直しも必要ではないかと思っております。既に多数の地方公共団体においてP R T R類似の制度が実施されておことは御承知のとおりであります。報告者の負担を軽減するという観点からも、こうした制度については、基本的には、今後法制化されるP R T Rへの統合、一本化という方向で見直しをお願いしたいと存じます。

公表の方法であります。P R T R制度の導入をめぐる議論の中で一つの論点になっておりますのがデータの公表方法、特に個別事業所データの扱いであります。産業界は、データの公表は環境リスク管理に資する形で行われるべきと考えております。事業者が報告した個別データを国が何らかの形で集計し、これを国民にわかりやすい方法で公表することは当然必要であります。しかしながら、個別事業所ごとの生データをそのまま公表することがP R T R制度の目的であるというような考え方に対しては、疑問の念を抱かざるを得ません。仮にP R T R法制化に伴って情報公開等に準ずる形で個別請求に基づいて事業所別データの開示をすることになった場合にも、企業秘密につきましては一定のルールを

設けてこれを保護すべきであると考えております。

次に、データの活用の在り方ではありますが、最近P R T Rの結果として出てくるデータをどう活用するかという議論の中で若干気になる意見がございます。つまり、P R T R制度をあたかも化学物質の排出量を計画的・強制的に削減させる手段であるにとらえ、データをかかるとして活用すべしといった考え方があります。

そもそもP R T Rは、従来の規制による強制的な削減になじまない潜在的に有害な化学物質を適正に管理するための手法であると考えております。したがって、化学物質の管理につきましては、環境リスクの低減を目的に、事業者の自主的取組を中心とすべきと考えております。

前回提出されましたこちらの部会の討議用資料の5ページの5番目の には、「P R T Rは、化学物質の排出量等の集計・公表を通じて、事業者、国民、N G O、行政といった様々な社会の構成員がデータを共有し、環境負荷の低減を進めようという点が特徴の一つで、従来の規制的な手法とは異なっている」と書かれてございます。P R T R制度の中に排出削減の義務化などの規制的な内容、手法を持ち込むことは本来の趣旨に反するという事を再確認しておきたいと思っております。

次に、政府部内の意見統一の問題ではありますが、私どもは通産省の化学品審議会においても要望してまいりましたが、P R T R法制化に際して、関係各省庁におかれては、意見統一を十分図るよう、この場でもお願いをしておきたいと思っております。

以上、申し述べてまいりましたが、簡単にまとめますと、冒頭でも申し上げましたとおり、産業界は、経団連地球環境憲章以来、環境対策について自主的取組を中心に据えて取り組んでまいりました。化学物質の管理も基本的には、事業者が主体的に責任をもって取り組まない限り、実効がなかなか上がりにくい性格のものでもあると思っております。経団連では、P R T Rを潜在的に有害性のある化学物質の環境リスク低減に役立てて、その結果、産業界の自主的取組に対する市民の信頼獲得にぜひともつなげていくよう努力してまいりたいと考えております。行政におかれましても、産業界の創意工夫を引き出し、尊重するような制度をつくっていただきたいと考えております。産業界は、経団連調査の経験を踏まえ、積極的にP R T R制度の法制化の議論にこれからも参加し、より効果の上がるものになるよう努力してまいりたいと思っております。

以上であります。どうもありがとうございました。

【部会長】 どうもありがとうございました。

何か御質問がありましたら、自由に御発言ください。

【委員】 最初のページの下の方に、「P R T Rの実施主体について」という見出しがあって、そこで「P R T Rの実施において、調査・公表の実施主体及びリスク管理を行う主体は産業界である」とお書きになっていらっしゃいますけれども、ここで言う「主体」というのはどういう意味になるのか。例えばリスク管理の問題を考えるとすれば、中央政府だけではなくに地方自治体あるいは実際には住民・市民のレベルの人々も含めて、あるいは当然産業界が入って、それらが構成する総体が主体にならなければいけないのではないかとということがイメージの中にあるものですから、ここで「主体」という言葉をどういう意味でお使いになっているのか、もう少し教えていただけませんか。

【参考人】 ここで申しております「主体」という場合には、そもそもP R T R制度に沿って自主的に排出量の把握等々を行っておりますのは、その限りにおいて事業所、企業でございます。排出量等々の管理を行う主体は事業者である。ほかの第三者ではないというような意味でございます。

もしお許しをいただけるようでしたら、これに深く関わってこられました委員の方から、追加して御発言をいただきたいと思っております。

【部会長】 どうぞ御自由に御発言ください。

【委員】 確認をさせていただきたいのですが、産業界のお立場でこう考えるという御説明は十分に理解できたわけです。それで、産業界の立場ではこう考えるのだが、しかし、その立場ですべて制度・仕組みをつくれとおっしゃっているわけではないのですね。

【参考人】 これはあくまでも産業界が責任をもってやれることの範囲でありまして、例えば、先ほどからあがっております中小企業も含めて非点源であるとか、それについては若干らち外なところがございます。そのとおりでございます。

【委員】 もしはっきりお考えがあれば教えてほしいのですが、公表の方法の中で、企業秘密のルール化が必要だということをお話しされたのですが、具体的にどのような内容を企業秘密と考えているのかという案が何かございましたら教えていただけますか。何ををもって企業秘密とするのかということですが。

【参考人】 他の参考人の方からお答えいただいてよろしゅうございませうか。

【部会長】 どうぞお願いします。

【参考人】 端的に具体例で申し上げますと、例えば、化学物質の合成工程等で使う触媒成分は大多数のプロセスのキーを握っておりまして、そういったものが公表されてしまう

と、あの会社はある製品の合成反応にこういう触媒成分を使っているなと類推ができるわけです。一例として申し上げましたら、そういったことを指しております。

【委員】 経団連ではとても真剣に多くのお取組をいただいているということであり、また、いただかなくてはならないというところでございますが、P R T R制度に対して決して反対ではないけれども、政府・民間の間で必ずしも合意が形成されていない段階でという、3ページの「以上が……」というあたりから最後のところまでの文章を拝見いたしました。ちょっとびっくりいたしました。と申しますのは、私たちは子を持つ親といたしまして、一刻も早い取組を願ってやまないところであって、今回のパイロット事業に対しては、私たちにとっては非常に評価をしているところでございますので、政府部内での意見統一、政府・民間の間の合意形成にいくまでという、その点では私どうしても、今までたくさんのお取組をされているのに、最後のこの文章で非常に後ろ向きのような感じを受けるのですが。私は、委員とは、いろんな審議会でご一緒でございますので、非常に好意的に御一緒させていただいているのですが、どうもこの点の文章のあたりにはうなずけないのですが、もう一度教えてくださいませんか。

【参考人】 この点が委員のお気にさわりましたら誠に申し訳ないと思うのですが、私も、このO E C Dの勧告の中に「関係者の十分な合意形成を図りつつ進めていくべきだ」というくだりがございまして、それに言及をしつつ、やや拙速であったのではないかとということをご申し上げたかったということでございます。

【委員】 と申しますのは、世界でもかなり遅れているということで、小さい子どもを持つお母さんたちは非常に案じているときでもあります。いろんな段階で遅れている我が国だけに、早く意見統一がなされねばならないのであり、合意が形成されるまで待てないぐらいの気持ちでございますので、ぜひこのところは文章をお考えくださいますように、今後よろしく願いいたします。

【部会長】 また後で総合討論をいたしたいと思いますが、ほかに質問はございませんか。それでは、続きまして次の人をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

【参考人】 意見を述べさせていただきます前に、私ども毎年P R T Rの実施報告書を公表しているわけでございますが、96年度の実施報告書の残庫が残り少なくなりまして、2部ほど今日持ってきたのですが、それを回覧させていただきます。

お手元の資料4のクリップを外していただきますと、3つ資料が入っております。「レスポンシブル・ケアの'97年度実施報告書」、2つ目が1枚紙で「レスポンシブル・ケア

対話集会開催について」、3つ目が「化学製品情報データベース」、この3つの資料を参考にさせていただきながら、口頭で話をさせていただきます。

私ども日本化学工業協会は、92年からレスポンシブル・ケアに基づく化学物質の総合安全管理の一環としてP R T Rに自主的に取り組み、現在まで約6年間経過してまいりました。この経験をもとに今日は意見を述べさせていただきます。

1990年に世界の化学工業界が集まりまして、レスポンシブル・ケアに取り組み始めたわけでございます。世界の化学工業界が協力して、自主的に総合的な環境安全管理を進めているわけでございます。現在42カ国で三千数百社の企業がレスポンシブル・ケアに取り組んでおります。

もう一つは、92年の皆様よく御存じの「アジェンダ21」の第19章の「化学物質の環境上適正管理」という項目でもレスポンシブル・ケアが推奨されておりまして、94年のI F C Sにおきましても同じようにレスポンシブル・ケアが推奨されてきております。

その中のI F C Sの化学物質のリスク管理の主要な方法の一つとしてP R T Rが推奨されているわけございまして、この様な経緯から日本化学工業協会は、「人の健康への未然防止」という視点から92年に自主的にP R T Rに取り組み始めたわけでございます。

92年に取り組み始めたわけですが、かなりの回数、トライ・アンド・エラーをいろいろ繰り返しながら、まず92年にはP R T Rを実施している国々の調査を始めまして、パイロット事業として13物質の調査を行いました。順次調査方法の改善、対象物質の増加等を行いまして、「P R T Rの指針」とか「P R T Rの算定要領」というのを制定いたしまして、95年に55物質の調査を行いました。

現在回覧させていただいている資料は、その次の年度の報告書ございまして、96年度には、95年度の結果の評価を行い、種々の改善を行いました。155物質について調査をいたしました。その結果を前年度の比較、排出量の増減比較、カバー率の増減、物質毎の物理化学性状、ハザード情報、環境中の物質の挙動の情報、リスク管理の情報等をできるだけわかりやすく解説しまして、物質ごとにデータを公表しております。

公表の方法については、現在、日本化学工業協会全体として公表しておりまして、今年度から少し地域を区分した形で公表することも含めて現在検討をしております。

以上のような自主的取組の成果が着実に現れてきておりまして、その例を二、三申し上げます。「レスポンシブル・ケア実施報告書」の13ページを開けていただきますと、有害大気汚染物質の自主的取組物質の12物質の排出量がグラフ化されております。このデ

ータを見ていただきますと、初年度等で若干上下がありますけれども、ほとんどの物質が99年度の計画に向かって順調に削減されていることがわかりいただけるのではないかと思います。このデータは、日本化学工業会全体としてのまとめでございます。各社ごとのデータを積み上げたものでございます。

もう一つは、アメリカのTRIの中で17物質の削減計画がなされ、その削減が達成された数字が公表されておりますけれども、これもアメリカの化学工業協会が自主的に計画しました「33/50の削減計画」というのがございまして、多分御存じだと思うのですが、17物質について、88年をベースに92年で33%、95年で50%削減するという計画を立てたわけでございます。それが1年早くアメリカの化学工業会が自主的に達成したということでございます。そういった成果が現れてきているということでございます。

もう一つは、地域とのコミュニケーションでございますが、これも今の「レスポンシブル・ケア実施報告書」の22ページを開いていただきますと、「地域社会との対話」という項がございます。全国で9つの石油化学のコンビナート地域でこういった対話集会を実施しております。その地域の事業所の会社として、現在のところは事業所ごとではないのですが、会社全体としてのレスポンシブル・ケア活動状況の説明会を実施いたしております。98年度につきましては、もう少し進んだ形で実施することを検討中でございます。

もう一つの資料の1枚紙の「レスポンシブル・ケア対話集会の開催について」というパンフレットがございますが、これは11月16日に東京で消費者団体の方々、NGOの方々、教育関係者の方々、地方自治体の方々の関係者をお招きいたしまして、レスポンシブル・ケアの対話集会を計画いたしております。こういった対話集会を一步進めてより充実させていきまして、リスクコミュニケーションに役立てていきたいと考えております。ぜひ御都合のよろしい方はこの対話集会に御出席いただければと思います。ここに御出席の浦野先生にもお願いして基調講演をしていただくとともに、パネル討論に参加していただく予定にしております。最後に近藤次郎先生にまとめをしていただく予定です。

この様な取組を踏まえまして、先ほどお話がありました経団連のPRTRの自主的な計画、環境庁のパイロット事業への支援もさせていただきました。

少し具体的に意見を述べさせていただきますが、まず1つには、この審議会でも以前から議論されておりますように、IFCSの化学物質の管理の主要な方法として、人の健康への影響の未然防止のための基礎的なデータという位置づけでPRTRを実施することが意見の中に出ております。いわゆる化学物質の総合的なリスク評価、リスクの低減

、管理を行う幾つかの基礎データの中の一つであると私どもも認識しております。そのために、日化協は、リスク評価の手法についても、専門家の方々とともに現在開発中でございます。

2番目には、先ほど日化協の取組の中で申しあげましたように、事業者の排出量管理は、製品のプロセス、製造設備、使用する原料の有害性等の性質が把握できている事業者自らが自主的にリスク管理に取り組むことが、アメリカの先ほどのTRIの例とか、日本の先ほど申しあげました有害大気への取組とか、続けることから効果が大いと考えております。

3番目には、リスクコミュニケーションにつきましては、先ほど申しあげましたように、コンビナート地域、11月のレスポンシブル・ケア対話集会の拡大・充実させていきまして、段階的に各社の環境レポートの形で事業者自身がデータを公表していくということも含めて現在検討しているところでございます。

国あるいは地方公共団体もそういったことに積極的に参加していただいて、いろいろなアドバイスをいただきながら、例えばトータルリスクのわかる人材の育成面とか、物質の有害性情報の提供の充実とか、PRTTRを実施していくためのインフラストラクチャーの整備・充実について積極的に支援をお願いしたいと思います。現在、そういったトータルリスクの解説ができるような人材の育成のプログラムを日化協の中で開発中でございます。

4番目には、PRTTRのデータの集計、届け出先につきましては、できるだけ効率的な集計システムを取り入れていただきたいと思います。先ほど浦野先生からもお話しございましたように、電子媒体等で集計を取り入れるというようなことも含めて効率的な集計システムを取り入れていただきたいと思います。

また、PRTTRのデータはすべての発生源、いわゆる移動発生源、家庭からの排出等も含めたデータの集計を行いまして、全体像のわかるデータの集計とすべきだと考えております。

届け出先につきましては、PRTTRの制度が十分関係者の皆さんに普及するまでの間、多分かなりの期間かかるのではないかと思いますけれども、二重の届け出の防止とか、企業秘密の問題とか、公平性の確保とか、そういった点から国に一元化していただければと思います。

5番目には、PRTTRを普及させていくために、先ほど申しあげましたリスク評価手法の開発、人材の育成、リスクコミュニケーション、中小企業対策等々幅広いインフラの整

備が必要であると考えております。P R T Rを成功させていくために、今まで申し上げましたような種々の体制整備をしていただきたいと思います。それから、多分すぐにこの様なインフラ整備が100%できることはむずかしいので、段階的に充実させるというようなことも含めて相当な準備期間が要るのではないかと思います。

最後に、現在、P R T Rの法制化について2省庁で検討されていますけれども、ぜひ合同審議会等の開催等を行っていただきまして、一本化に向けて調整していただきたいと思います。

以上でございます。

【部会長】 どうもありがとうございました。御質問をどうぞ。

【委員】 今いろいろ御説明を伺っておりまして、人材育成がとても大事だということが耳にしっかり残りましたけれども、この人材育成というのは一体どれぐらいかかるものか、時間的なものとかそういうものではなくて、大体どれぐらいで出来上がるものなのかなぜひ教えていただきたいと思います。P R T R云々のこれはなるべく早く出来上がった方がいいと私たちも思いながらここにありますので、教えていただけませんか。

【参考人】 今、人材育成のプログラムを作るのに約2年間かけておりまして、100%すべての内容を知っている人を育成するというのは、多分かなりの期間がかかると思いますので、少なくとも及第点の60~70%ぐらいの範囲を理解していただけるような人を育成するとしたら、指導者にもよるとは思います、最低3年か4年はかかるのではないかと思います。指導者がたくさんおられれば、集中的に育成するともっと短期間ですむのではないかと思います。日本は欧米に比べて指導者が非常に少ないと思います。

【委員】 さっき、地域別に分けた形でP R T Rをなさろうと考えているとおっしゃいましたが - -

【参考人】 今検討中でございます、まだ決定したわけではありません。

【委員】 どんなふうにご地域をお分けになろうと考えているのかということと、もし地域を分けるとすれば、さっき強調されました住民とのリスクコミュニケーションみたいなところに力点がいくのか、あるいは地域単位の管理の問題を前提にしなければいけなくなってくると思うのですが、その辺、どんなお考えで、どう地域をお分けになるのかに興味があるのですが。

【参考人】 今考えておりますのは、まだ最終の段階に進める途中段階と考えています。最終の段階は、いずれかの時点で事業所別というふうにご考えておりますけれども、途中段

階ということでは、少なくとも都道府県単位ぐらいは考えなければいけないと考えています。

先ほど先生もおっしゃいましたように、そういった中でリスクコミュニケーションというのは非常に重要になってまいります。先ほどのレスポンシブル・ケア対話集会とか、そういったことは、リスクコミュニケーションを地域ごとにしていくための途中の段階として、そういったことをやりながらより充実させていくということを考えているわけです。何かいい御意見があったら教えていただければと思います。

【部会長】 よろしゅうございますか。

では、また後でディスカッションさせていただきます。

続きまして、御発言をお願い申し上げます。

【参考人】 資料5ということで簡単なメモを配っていただいております。

日本生協連と申しますのは、一番最初のところにも若干プロフィールを紹介させていただいておりますが、全国で今、生活協同組合の組合員になっていただいている方が約1970万人、2000万人近くの消費者の方々に御加入いただいた、それぞれの地域の生協がございまして、その全国の連合会ということでございます。

全国の生協は2000万人近い消費者の方々にお入りいただいているわけですが、昨年の年間の総事業高は3兆3,600億円です。その中で日本生協連自体は、そうした全国の生活協同組合のいわば業界団体という性格と、消費者にお入りいただいている組織ですから、全国の消費者の生活者としてのいろいろな運動や活動の情報センターという役割、もう一つは、全国の生協で、今申しましたように事業を営んでいる関係もございまして、日本生協連自身が年間で3,000億円ほどの商品の卸売り事業を担わせていただいているということから、いってみますと、ある意味で市民団体という性格を持ち、ある意味では事業者としての性格を持っている団体だということからでございます。そんな意味合いで、以下、少し意見を述べさせていただきます。

特に前段、化学物質のリスク管理に関わるいろんなシステムを考える場合の前提としての考え方について、どういう考え方・枠組みをとるべきと考えるかという点のかたまりと、後段、P R T R制度を設計していくに当たって、私どもとすると、是非こんな点についても御配慮いただいた制度設計を御検討いただければということ、そんなことで以下述べさせていただきます。

一つは、化学物質のリスク管理のいろんな意味での社会的システムを考える場合に、市民本位によるリスク管理ということの基本にすべきであろう。具体的な手法とすると、市民、産業界、行政の三者のパートナーシップ、合意形成をあくまでも基本にするべきだと思います。レジメにはそのように書きましたが、この三者のパートナーシップの共通のベースは、市民生活の安心というところに共通のキーワードを置いて、この三者のパートナーシップということが、いろいろな制度を考える場合に必要なことではないかと思うわけです。

もう一つ、「生活の安全」という言い方がございます。あえて私は「市民生活の安心」という言い方を今させていただきました。申し上げたいことは、特に私ども生協では、環境の問題と同じように、ある意味ではそれ以上に古くから食品の安全性・安心ということについて事業の中でも大切な柱として取り組んできております。そういう中で、特に最近の消費者の感覚、生活者の感覚ということではいいますと、自然科学の専門家のお立場から、いろいろな意味で安全性の検証なり確かめということがなされて、科学性ということでは、安全性の精度はかなり高いのだということが、確かにそういう領域としては説明されるということがありますが、それでは、本当に安心することになるのかということ、科学的に安全だということだけで、なかなか安心するという関係にならないということがございます。そういう意味では、いろんなリスク管理の制度についても、科学者・専門家が大丈夫だと請け負うだけではだめなので、市民も参加した制度の設計、制度の運用、制度の改定、そのすべての過程にわたって三者のパートナーシップという考え方が貫かれることが必要なのではないかと思います。

もう一つは、そのこととの関連で、行政の役割というのは、三者のパートナーシップであるわけですが、その中でも極めて重要なお役目を担っていただく必要は間違いなくございますが、行政の対応の在り方も、そんな意味では三者のパートナーシップをきちんと支え、市民生活の安心ということに第一のキーワードを置いた行政を執行していただくであろう環境庁が中心になって、その他関連する行政とのネットワークの中で行政の対応が敷かれる。

もう一つは、国の行政のシステムとしては環境庁に中心になっていただきながら、具体的な制度の執行ということで言いますと、都道府県の行政に執行をお願いしながら、それぞれの地域ごとにリスクの管理が行われる。そうした仕組みが必要なのではなからうかと行政の対応の在り方については思うわけです。

いろんな意味で制度をつくっていくということを考えるわけですが、3つ目には、その時点の科学的知見なり、あるいは社会的な合意の水準なりということで、一端の制度、その意味では俎上に上っておりますP R T R制度についても、できるだけ早い時期に設計されスタートされることが必要であると強く思いますが、同時に、そうしたシステムについては、世の中の変化、科学技術の進歩という中で、常に仕組みの改変なり、見直しなり、改善なりということが柔軟に積み重ねられていく、そんなことが全体の仕組みをつくり上げ、運用していく中で必要なことなのではなかろうかと思うところです。

以下は、実際にP R T R制度を設計していくということに立った場合、どんなことを私どもとしては是非検討の俎上に上せていただきたいかということに触れていきたいと思えます。

1つは、P R T R制度の目的、この制度自体を何のためにつくるのだということについては、いろんな意味で御検討いただきたいと思えますが、特に、私どもといたしましては、それぞれの地域ごとに環境に関する化学物質の管理を行っていくことをこの制度の目的とすることが必要なのではなかろうかと思うわけです。特に、環境の保全なり、冒頭に申しました市民の生活の中での安心なりということに焦点を当てようとする、具体的に市民が生活する場所というのは一定の地域でございますから、そんな意味ではそれぞれの地域の環境が管理される。そのことに焦点を当てた制度ということが制度の目的としては必要なのではなかろうかというのが1点でございます。

2つ目は、P R T Rの制度の対象とする物質ということですが、対象物質ということでは、通常の場合だけではなくて、災害時なり何なりも想定した上での対象物質を広く考えることが必要だと思えますし、それから、排出量だけではなく、保管量なり入荷量なりについても把握される仕組みとして御設計いただくことが必要ではなかろうかというのが2点目です。

3点目は、個別事業所ごとのデータの原則公開、これは是非お願いしたいと思うわけです。特に、産業界の方、事業者の方々、ある意味では私どもも事業者の一翼だったりするわけですが、そうした立場の方々がいろんな意味で自主的努力、大変な苦勞を、ある意味で私どもの事業でもしておりますが、私ども以上に今お話しいただきましたようになさっていることは十分わかります。それから、こうした化学物質の具体的な管理というのは、行政が直接手を下して行うということではありませんし、もちろん市民が行えることでもありませんから、事業者の方々に自主的に行っていただくということを積極的に頼りにす

ることしか基本的にないのだと思います。そういう意味で自主的取組に強く期待をするということは全くそう思うのですが、同時に、社会的システムとしては、そうした事業者の自主的な御努力が社会的にも努力の程度が明らかにされて、社会的に努力された事業者の方々のその努力が評価される、そういう仕組みがつけられること、そのことがまた自主的的努力をさらに頑張ってもらって社会的条件になるということだろうと思っておりまして、また先ほど申しました制度の目的、地域ごとの管理ということからも、事業所ごとのデータの原則公開ということが必要だろうと思う次第です。

特に原則公開ということですが、例えて言いますと、これも私ども今仕事をしている中で、ある意味で痛感することなのですが、遺伝子組換えの食品がアメリカ、カナダ等を中心に生産されて日本にどんどん持ち込まれておりまして、現在、消費者の中では、遺伝子組換え食品について是非表示の制度を作ってほしいという御希望を申し上げているのですが、表示を義務づけるという制度が今のところまだ決まるというふうになっておりません。そういう関係の中で、消費者の側といいますか、私ども生活協同組合の場では、これは冒頭に申したことに関連するわけですが、自然科学という立場から遺伝子組換えの食品についていろいろ研究結果を勉強させていただくと、科学者という立場で言えば、この安全性については、現在の科学の到達点ということであるという、不安な要素はないわけです。ただ、それが表示されない、表示する仕組みにはしないんだ、事業者の方も、表示しないと頑張られる、そのことが必要以上に消費者の中に不安感を残す。遺伝子組換え食品というのは、不安がどこかにあるのではなからうかという思いを非常に強くさせているということがあって、そういう意味での様々な情報の公開をできる限り行っていくことが市民生活の安心のための絶対条件だろうと思います。

それから、これは何人もの先生がおっしゃっていましたが、情報の公開・提供については、是非電子データの活用を積極的にお願ひしたいと思いますし、その一端をパイロット事業等でも実施してきたわけでございますので、是非それを積極的に発展させるということで制度を設計していただければと思います。

それから、今申しましたこととの関係で、企業秘密ということですが、企業秘密を全面的に否定するということには当然ならないわけで、市場経済の下で企業間の様々な競争が経済の発展を支える。逆に言いますと、環境保全なり化学物質の管理自体にも企業秘密が伴うことも想定されるわけです。ただ、この企業秘密というのをどういうふうに設定するかという考え方については、これも市民、行政も含めた三者の合意、理解が必要だろう。こ

のことを過度に強調されることがかえって不安を増長させることになると思っております、そんな意味でも企業秘密についてどういうふうに考えるのかという考え方のところが大切だろうと思います。

一番最後になりますけれども、「P R T R制度」という言い方でございまして、これをそのまま素直に日本語に訳して漢字で書くと、漢字が12も並ぶという大変難しい日本語になるのですが、考えてみますと、現在「環境ホルモン」という言葉が新聞から週刊誌から、いろんな意味でこの問題に国民の関心を強くさせていく上で、あの言葉が非常に大きい役割を果たしているという側面があるのだと私ども思っております、科学的には不正確だ、あるいは正しくないという御指摘が一方には間違いなくあるのは確かですが、国民の参加、市民の参加、パートナーシップということを考える上でも、「P R T R制度」というのは、これだけ見てもまず一般市民、素人には何のことかわかりませんから、大胆に、正確さはともあれ、国民に広くこのシステムの意味について知っていただくためのネーミングも是非お考えいただくことが必要ではなかろうかと思う次第です。

以上でございます。

【部会長】 どうもありがとうございました。御質問があればどうぞ。

一番最後の名称の問題は、実はこの委員会でもかなり議論しております、まさに正論でありまして、私どもも全く同感であります。何かしかるべき名前にした方がよろしかろうと思っております。

【委員】 科学的に安全なことが安心につながらないということの御説明、情報公開の不徹底というのがその一翼であるという御趣旨はわかりましたが、例えば科学的な安全と安心とが、一致とは申しませんが、非常に近づくためには、どの程度までの情報公開をお求めになっていらっしゃるか、あるいは望まれていらっしゃるか、その辺のところをお示しただければありがたいのですが。

【参考人】 恐らく定性的にどの程度ということは言えないのだろうと思います。日本の消費者といいますか市民というのは、こういう言い方も一部語弊がございましてけれども、いろんな意味で今までに、安心だと思っていたけれども、森永ヒ素ミルク事件なんていう事件があつてみたり、そういう出来事に過去何度も出くわしております、ある意味での不信感というのは非常にあるわけです。そういう点では、ここまで情報を明らかにすれば、それですぐ安心が確保できるということは、簡単には恐らくいかないのだろうと思います。しかし、そのところを最大限、行政にしても産業界にしても率直にわかっただけで努

力をする姿勢を理解していただくといいたいでしょうか、その努力の積み重ねということしかないのではなからうかと、大変申し訳ないのですが、そんなふうな思い方をしてしまっていて、制度の運用の当初の時期は、それぞれの地域で事業所の情報を原則公開だなんていって、地域の住民のところにいるんなことが必要以上に出てくるといことも一定期間、ある意味ではやむを得ないと腹をくくって、その上で理解をいただくという立場に立つことが、むしろ長期的にみれば安心を早く獲得していく道なのではなからうかと、極めて抽象的ですが、思っております。

【委員】 P R T R制度を事故時対策にまで広げるというお話でございますが、事業者といたしましては、例えば高圧ガス保安法とか、危険物取締法とか、劇毒物の取締法とか、こういうもので常に行政には最大限の保管量等々はデータとして提出いたしております。それに加えて、P R T Rにもこういうものを導入すると、そういう上乘せの的なものでございましょうか。

【参考人】 おっしゃられるように、危険物ということで事業者自体に既にいろんな意味でのコスト負担が迫られるようなことが存在していることが多々あることも十分理解できるわけですが、具体的な手法をどうこうということは今私言うことはできませんが、事業者のところにも極力負担が少なくて済むような仕組み、ありようということは、P R T R制度の中にも含みながらも考える余地は多分にあり得るのではなからうかと思いつつながら、そこは素人の立場でそんなことを考えているということでございます。

【部会長】 よろしゅうございますか。

どうもありがとうございました。

続きまして、次の方をお願いいたします。

【参考人】 私はレジメに沿ってやらさせていただきます。

今N G Oをしておりますが、昔サラリーマンをしていましたときに、損害保険会社に勤務して、石油とか石油化学、化学企業の保険プロデュースとかリスクマネジメントに関わっておりました。それから、欧米の環境法とか環境リスクの研究にも従事しておりました。実はP R T Rについてバルディーズ研究会というところで世話人をやっております。

バルディーズ研究会でP R T Rにどんな形で取り組んできたかというのは、資料6の6ページの資料1に添付してありますし、今日の本題ではございませんので、省略させていただきます。

また、P R T Rにつきましては、冒頭にも御紹介いただきましたように、環境庁のP R

T R 技術検討委員会に今年の 5 月から参加させていただいております。

では本題に入らせていただきます。のっけから大変申し訳ないのですが、合意形成というプロセスについて、この中央環境審議会で P R T R の本格制度を議論すること自体が、O E C D の勧告に必ずしも沿ってはいないのではないかとこのことを指摘しておきます。

O E C D の勧告は、ここに書きましたように、「・早い段階から、政府、産業界、国民、民間団体が関与し合意形成を図る（委員会方式等）。」。それから、「・合意形成の透明性を確保する。」。こういう形になっておりますけれども、この審議会は旧来のパターンの審議会でございます、この目的で構成されたものではないと私は感じておまして、この点を指摘しておたきいと思っております。

提案としましては、環境庁が中心となり審議会をオールセクター、特に市民・N G O の参加を増やして、日本としての P R T R 審議会に組み替え、そもそもの目的論議から始め、省庁横断的に検討することを求めたいと考えております。

ちなみに、10月7日、米国政府が日本政府に270項目の要求を突きつけてきたようですが、これは5月に両国政府が合意した「強化されたイニシアチブ」というものに基づいているようですが、この中に3本の柱があります。コンペティションとディレギュレーションとトランスペアレンシィ（透明性）です。透明性の中で第1番目がパブリック・パーティシペーション（一般大衆の参加）の機会を増やすとありまして、米国政府はこの要望書で、来年のケルンでのG-8の日米両国政府の合意の基礎としたいという意向のようですので、是非このP R T R で実績第1号をつくっていただけたら大変ありがたいと考えております。

2番目に、知る権利の実現について。

知る権利は市民社会のベースとなる基本的権利、私は表現の自由のコロラリー（系）というふうに理解しておりますが、欧米では既に米国の情報自由法（F O I A , 1966年）、緊急対処計画及び地域住民の知る権利法（E P C R A）、欧州の知る権利指令（1990年）等が法制化されております。特に米国のE P C R AはP R T Rの先進事例であるT R I（Toxic Release Inventor）を創設した法律であります。

私がN G Oとして知る権利や - - また過激なことを言うなとお考えかもしれませんが、P R T R自体は御存じのようにO E C Dが勧告して、その中では「アジェンダ21を鑑み」ということがありまして、「アジェンダ21」、最近翻訳が再出版されたものですが、環境庁・外務省が完訳しております、そこの「出版に当たって」というところには、外

務大臣・小淵恵三という方が、「このアジェンダ21は、地球サミットにおける採択を目指し、全世界のほぼすべての国を網羅したといえる、約180カ国により、約2年間をかけて作成されたもので、まさに人類の英知を結実させたものといえます」とありまして、このアジェンダ21の19章がケミカルですが、その19の8には、「地域社会及び労働者に化学物質の危険性を知る権利の原則が認められるべきである」、こういうことがあるわけで、私がNGOとして独自に主張しているわけではございません。そもそもがアジェンダ21で、「知る権利を認めるべきだ」と書いてあるわけです。

ちなみに、私、御紹介いただきましたときに、9月のOECDの国際会議にも出て発表もいたしておりますけれども、その最終ステートメントでは、ここに書きましたように、「アジェンダ21の勧告、及び、PRTRの実施に関するOECD理事会勧告を再度強調するとともに、各国がPRTRシステム及び市民の知る権利プログラムを構築することを奨励し……」というようなことが冒頭に書かれております。ということで、この審議会で稟議されるのであれば、勧告に基づいて稟議されるわけですから、この「知る権利」を是非実現していただきたい。間違っても、「時期尚早である」なんていう訳の分からない理由で延ばすということのないようお願いしたいと考えております。

続きまして、3番目の「これまでの議論について」ということで、これまで環境庁の技術検討会や通産省の化学品審議会等で様々な意見が出されてきております。通産省のは傍聴も許したり議事録も公開しておりますので、何がしか知れるという形になっております。公表された意見の中で私が考えるにかなり問題があると思う点を中心に意見を述べたいと思います。

まず、「ハザード・リスク情報について - その1」ですが、行政が地域の環境のためにハザード情報とかりスク情報を整備することも行政にとって必要なこと、それから中小企業の経営資源を考えると、そういった努力をすることも必要ですが、そもそもはハザードやリスク情報の整備自体は本来は事業者の責務でもあるということの認識が薄いのではないかと推測しております。

私どもは自由主義経済体制の構成員として、当然、事業者も法人として市民的権利を享受しているわけですが、現代の工業社会では、様々な分野で無過失責任が導入されております。その根拠は、基本的に危険責任もしくは報償責任ですが、危険物を扱う方は基本的に無過失責任に近い責任を負ってきているというのが現代の工業社会であります。その前提で、高度の注意義務を危険物を扱う方は負っておるわけですし、その情報整備及

び提供は事業者の本来の責任でもあるという認識がかなり薄いのではないか。

したがって、例えば、経団連の昨年4月の正式見解では「国に対しては、事業者がリスク評価・リスク管理を行うことができるようハザードデータの充実に努めることを期待する」と。期待されるのはいいのですが、本来は自分の義務であるということを知っていただきたいと思います。

このことも私が言っているのではなくて、アジェンダ21の19章の第16に、「企業は、製造物質に対し、人の健康及び環境への内在的リスクを評価するために、特に必要とされるデータを提供すべきである。そのようなデータは、有害性及びリスクアセスメントを取り扱う国内の権限ある当局及び国際組織、そしてその他の関係機関と秘密保持の合法的な要求を考慮に入れて可能な限り一般大衆にも利用されるようにすべきである」。こういって、行政と協力することについて、行政が努力することについても否定はいたしませんけれども、本来は事業者の義務であるという認識がちょっと薄いのではないかと感じております。

ハザード・リスク情報についてもう一点であります。リスクに関する科学的知見が一定期間に開発されるというのは余りにも科学万能主義でありまして、また、ハザード情報についても必ずしも情報が整備されているわけではありません。例えば、今年の9月に行われたOECDの国際会議では、米国のNGOであるEnvironmental Defense Fund(EDF)のデービット・ロエ氏がプレゼンテーションをいたしました。彼のことは、ちょうどこの会議が始まった9月8日の朝日新聞にでかでかと載っておりましたけれども、彼がプレゼンテーションをしたのは、米国環境保護庁(EPA)が大量生産化学物質2863種に関する調査を今年の4月に行ったようですが、ハザードデータが利用可能なのはわずか202種7%のみで、2661種93%はデータが不足しているということです。リスク情報についても、米国TRIの場合、大気中に放出されていることが判明している化学物質421種のうち、安全性の判定に十分な情報があるのはわずか28種7%であり、393種93%は情報が不足しているということになります。

こういったことから、「定量的な物差しができたものから公表すべき」というのは、見方によっては公表しないと言っているのと同じでして、定量的な物差しがあるものは、従来型の規制対象にすべきかどうかの判断の対象とすべきということで、物差しがないからこそ情報公開をして社会の監視に任せるべきであると考えております。

ちなみに、PRTRの先例として現行のものとしては最も進んでいると思われる米国の

TRIは当初から、1986年に法律が作られて、準備期間を経て、88年か89年だったと思いますが、一律公表して市民に提供しています。しかし最近、この調査に基づいたことがベースにあると思われませんが、これでも不十分であるとして10月9日にゴア副大統領が新しいプログラムを発表しています。"Program to close gap in Public's Right-To-Know about potentially harmful chemicals"という、しかもこれは米国環境保護庁と米国化学製品製造協会及び、先ほどのNGOのEDFの三者の合意に基づくプログラムであります。この市民の知る権利と潜在的に危険な化学物質とのギャップを埋めるために、製造する化学物質の人間の健康と環境へ与える影響 - - 化審法でやると「環境へ」がなくなる可能性があります - - について、企業が自主的にテストを行い、テスト後直ちに一般の利用を可能にしようとするもので、2004年までに完了するものとしております。

ちなみに、米国のTRIについては、経団連の環境安全委員会大気・水質等タスクフォース座長の樋口さんが、この方は9月のPRTIR国際会議でも経団連を代表して発表された方ではありますが、「米国のTRIは必ずしも有害物質の削減に結びついてないことも明らかになった」と、何を根拠に言われたかわからないが、こういうことを言っておられます。先ほど福永さんから「33/50プログラム」が大きいようだと言われましたが、実は、米国の代表団が9月に来たとき、私は、NGOラウンドテーブルとしまして、米国大使館と共催で米国のTRIのセミナーを開きました。そこには米国のOECDの代表団である環境保護庁のスーザン・ヘイザンほか、メルクの企業の方とかNGO6人と、先ほどの米国化学製品製造協会の方もオブザーバーで来られました。そこで質問が出たときに、33/50が成功したということに対して、スーザン・ヘイザンは、TRIがあったからこそ33/50というものを企業と環境保護庁で一緒にできたのだということで、TRIがなかったらできなかったということを明確に答えております。

次に3番目ですが、「一律の公表は過剰な混乱を与える」という議論が産業界を中心に出来ます。経団連の見解では、2ページにありますように、「リスク評価を行わずに単に物質の排出量のみを公表することは、いたずらに社会的混乱を招くおそれがある」ということが書かれています。まず、混乱ですが、何を根拠にこのような議論がなされるのかと不思議でなりません。個別情報を公表している国、米国を中心に、個別企業が困ったことがあることについては否定しません。私は、90年前後に米国の企業30社ほど、ケミカル中心にアニュアルレポートを隅から隅まで、3年分ぐらいずつずっと読んで研究していたことがありまして、それから2年ほど、「ウォール・ストリート・ジャーナル」も毎日読

んでおりましたけれども、確かに幾つかの企業が困った立場に陥ったことを否定しませんが、「社会的混乱」は起きませんでした。日本の市民は欧米に比べてレベルが低いとされているのと同然で、極めて侮辱的な発言であります。このような発言が堂々と文書にされるのが問題であると思っております。

企業秘密ですが、ほかにもありましたので、全く同じであります。キャタリスト（触媒）とかそういうものではなくて、基準はもっと、リバーズ・エンジニアリングで直ちに解明されないとか、世界で行われているような企業秘密の基準でやられるべきであります。

それから、自主的ということですが、自主的ということは、経済主体、この場合、企業が自主的ということ非常に主張されますが、事業者自らの創意工夫に基づき行うことで、これが自由主義経済体制の企業の真髄であります。業界団体がミニマムを引き上げるために自主的に監視体制でも作るならまだしも、業界全体でやれる範囲でやるという護送船団体制は許されません。米国の、先ほど言いました要求の中にも「民規制」の問題が指摘されております。

あと、環境報告書については、少し細かくなりますので省略させていただきますが、環境報告書ではP R T R制度の代替にならない。

それから、本格制度実施につきましては、5ページに全部書きました。ほかの皆様方からおっしゃられたこととほぼ類似しておりますが、基本的に市町村に報告するということと、私どもは排出量・移動量のほかに、緊急対処も含めて貯蔵量、それから今米国で議論をされている取扱量（ユース）についても後発国である日本は検討してよろしいのではないかと考えております。

少し時間をオーバーしたようでございますので、以上で省略させていただきます。ほかに付けましたのは基本的に資料でございます。

【部会長】 どうもありがとうございました。どうぞ御自由に御質問をお願いします。

【委員】 言及されなかったのですが、ここに書いてある非点源情報に関して、米国などでは非点源情報、いわゆる移動発生源とか、その他諸々の汚染源から出る物質のエクスポージャーに関しては、どのような体制で把握されているか、もし御存じでしたら教えてくださいたいのですが。

【参考人】 資料を持ってきていませんので正確ではないのですが、米国が全部優れているとは言いません。業種も限られております。非点源はなかったのではなかったかと思えます。ただし、米国の場合、連邦法のほかに各州法で似たようなものがありますので、一

律にあるとかないとかではないと思います。

【委員】 州とか何かの行政がこれを把握しているというような情報はありますか。

【参考人】 緊急対処計画及び地域住民の知る権利法に基づいてTRIができておりまして、PRTTRに該当するToxic Release Inventoryの情報だけではなくに、貯蔵量をベースに緊急対処計画を作るというEPCRAのEP(Emergency Planning)ですから、それについて実はEPAと州当局と事業者の団体の3者の緊急対処計画を作る団体があるとか、いろんなことがあります。もし例えば、PRTTRからは、いずれ化学物質のトータルの管理ということでそういうことが問題になりますし、生協の品川さんが、緊急対処ということも含めてちょっと言われまして、今後問題になると思いますが、現時点で緊急対処計画を作るところまでこの法律をやるべきだという議論をすべきかどうか、私どもは、それよりはもっと情報公開というふうに考えていますので、そこに触れておりません。

【委員】 大体わかりました。どうもありがとうございました。

【部会長】 よろしいですか。

この審議会に対する御提言もいただきましたので、それはそれでまた後ほど我々の間で議論していきたいと思います。

それでは最後の方お願いいたします。

【参考人】 資料7に沿って説明させていただきます。

まず最初に、本県における化学物質対策の状況でございますが、神奈川県では、県民の健康を保護し、生活環境を保全するという立場から様々な施策を実施してまいりました。特に有害物質の管理に関しましては、法律で規制されている化学物質以外に、県内で使用量が多く、また、健康への影響等が比較的大きいと思われる化学物質を中心として平成3年には、「化学物質環境安全管理指針」に基づきまして、取扱い事業所に対する対策等を推進してきておりまして、平成9年にはこの指針内容を「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」の中にも組み入れて、事業者の自主的な管理を推進するという観点から指導等を行ってきております。

しかしながら最近、「外因性内分泌かく乱化学物質」に代表されますように、有害化学物質等の問題が大変裾野が広がってきておりまして、その対策の強化が求められている、こういった現状を認識しているわけでございます。

このような状況から、従来の規制的手法や自主管理を中心とした対策だけではなくて、化学物質をより幅広く包括的に管理するPRTTR制度が早急に法制化されることを地方自

治体としては要望したいと思っております。

また、P R T Rを含めた化学物質の「環境リスク」対策における地方公共団体の果たす役割も決して小さくはないのではないかと認識しているところがございますので、そういった観点から、以下、何項目かに分けて意見を述べさせていただきます。

なお、これから述べます意見につきましては、3ページの「6 その他」に記載してございますように、神奈川県だけの意見ではございませんで、ごく最近ではございますが、関係都縣市の方々にも集まっていたいただきまして、意見をいただいて集約したものでありますことを最初にお断り申し上げておきます。

時間の制約もございまして、まとめに当たりましては、大変総花的な内容になりましたし、論旨も重複している面もございますが、できる限り論旨を明確にしながら説明をさせていただきます。

まず最初に1番の「地方公共団体における化学物質対策」。これは冒頭で述べました内容と重複するわけですが、化学物質対策の目的は、地域住民の健康影響や生態への影響、いわゆる地域の「環境リスク」を削減する、低減するということが基本的目標であろうと思われ、こういった地域の「環境リスク」を低減することが、ひいては日本全体の「環境リスク」の低減につながっていくのではないかと認識を持っております。

次に、(3)以降になりますが、したがって、「環境リスク」の大きさは、地域によって産業構造が違いますし、地域特性も違うということで、当然のことながらその内容も異なっております。

そういうことで、(4)ですが、地域ごとの排出状況に応じた削減対策を講ずることが重要になってまいります。

最後の(5)ですが、地方公共団体としては、全国レベルの法令に基づく規制措置に加えまして、有害性のおそれのある化学物質に対して、環境モニタリングや事業所の化学物質の取扱状況等の調査などを行い、地域の実情に応じた「環境リスク」の低減に向けて、国と協力しつつ対策を推進していくことが重要ではないかと考えております。

次に、2番の「地方公共団体の化学物質対策におけるP R T Rの役割」でございます。(1)と(2)をまとめて言い換えますと、P R T Rは、現在、人の健康への影響が必ずしも明確となっていない化学物質も含めて、環境への負荷を低減することにより生態系全体のリスクを低減するという未然防止、予防的観点からも大変重要な施策であろうと考えております。したがって、これまで実施してきました環境モニタリングの結果や、(3)に示し

ておりますような農用地や移動発生源、さらには家庭等から排出されるいわゆる非点源からの排出量と合わせて、地域の環境リスクに影響する要因の全体像を把握し、これを総合的に評価することによって、より特定の排出源あるいは特定の物質に的を絞った効果的な対策を講ずることもできるのではないかと考えております。そのため、P R T Rは、地域の環境リスクを低減する上で大変効果的な制度であると認識をしているところでございます。

3番の「P R T Rが制度化された場合の地方公共団体の役割」でございます。

(1)ですが、まず最初に国と地方公共団体の役割を明確にした上で、事業者の自主的取組の推進、調査に当たっての事業所への説明、調査票の回収・送付、さらには地域住民への化学物質に関する的確な情報提供等々、地方公共団体が主体的に果たす役割も多いのではないかと考えます。

と申しますのも、(2)に書いてございますが、調査対象となる工場等とは、これまで地方公共団体が公害防止の観点から様々な指導等を通して信頼関係を構築してきている、こういった経緯もございます。そういう意味から、地方公共団体がこれまで蓄積してきたノウハウを是非P R T Rの中で大いに活かしていく必要があるのではないかと考えるわけでございます。

(3)ですが、このほかに、地元の事業所と住民のリスクコミュニケーションを円滑に進めていく上でも、地方公共団体が中立、公平的な立場で関与をすることが必要と考えております。

(4)ですが、P R T Rの制度化に当たりましては、地域の事業所や住民と直接接点を持つ地方公共団体が関与することにより効果的に進める、こういったことが重要なポイントになると思っております。

さらに申し上げますと、化学物質による影響を受けるのは地域の環境でございます、地域の環境の保全に最終的な責任を負う地方公共団体の果たす役割は決して少なくないのではないかと認識しているところでございます。

4番目に、「P R T Rを制度化する上での地方公共団体における課題」でございますが、(1)～(3)に述べてございますが、まとめて一括説明申し上げますと、化学物質の包括的なリスク対策を推進するためには、何らかの形で地方公共団体における体制の整備あるいは拡充ということも必要になってまいりましょうし、中小事業所に対する指導あるいは支援ということも強化することが必要になってまいります。さらに、リスクコミュニケーション

ンを推進するための人材育成等もまた必要になってくる。こういった何点かの課題はあることは事実でございます。

5番目に、「P R T Rを制度化する上での要望」ということで、(1)～(12)にるる取りまとめさせていただいていますが、要点を何点かに絞ってポイントだけ説明させていただきます。

まず(1)ですが、事業所で取り扱われている化学物質の種類や量はそれぞれの地域ごとに異なっております。したがって、地域に応じた対象物質の追加や対象事業者の拡大、自治体の中で幅を広げるような仕組みができないか、こういった要望が(1)の論旨でございます。

(3)に飛びますが、P R T Rの実施に当たりましては、事業者における排出・移動量の算定に当たって不可欠であるM S D Sの交付につきまして、すなわち化学製品中の成分情報の提供、さらに提供するための仕組み、体制の拡充がこれまで以上に必要ではないかと思えます。

たびたびお話もございましたが、(5)のデータの公表については、将来的には、個別事業所レベルまで公表可能な制度とすることが望ましいわけでございますが、企業秘密の取扱いといった問題もございます。また、地方公共団体がこういった段階でどう関与するのかということ、時間がありませんので十分検討したわけではございませんが、それぞれ今、情報公開条例を持っておりますし、国でも情報公開法案も検討されていると聞いております。まず1つは、こういった関係を明確にしながら、一定のルール - - これは難しいと思えますが、このP R T R制度が成り立っていくには最小限の情報が必要なわけですが、そういった形で一定のルールは必要かなと思っております。こういったルールを決めた上で実施することが重要ではないかと思っております。

(7)ですが、これも関連いたしますが、個別事業所のデータの公表については、データのひとり歩きということも指摘されておりますので、データの評価の手法あるいはリスクコミュニケーションの手法をまず明確にしてから進めていくことも肝要かと、いろいろ意見を頂いた中でもそういった意見が出されております。

(9)と(10)につきましては、地方公共団体のP R T Rを補完する調査や独自対策についても一体的に行えるような法制度としていただきたい、ということがこの趣旨でございます。

最後に、(11)、(12)をまとめて述べさせていただきますと、P R T Rを制度化するに当たりましては、事業所や地方公共団体の負担の軽減に十分御留意いただきたいと思えます。

し、併せて、地方公共団体の財政的支援についても特段の御配慮を是非ともお願いいたしたいと思います。これは特に強く申し述べてこいという意見もいただいておりますので、最後に述べさせていただきます。

以上をもちまして意見の陳述を終わらせていただきます。

【部会長】 どうもありがとうございました。ただ今の御意見に対して御質問ございますか。

【委員】 森谷さんの御意見はよくわかったつもりなんですが、最後のところの(10)で「P R T Rを補完する地方公共団体の調査」という非常に抽象的な表現なのでイメージがわきにくいのですが、具体的にはどういう議論の中でこの言葉が出てきたのですか。

【参考人】 これは、実はP R T Rの制度自身はかっちりある程度決まっています、調査票も決まっています、1つは移動排出、そういった物質のマテリアルフローを抑えていこうということですが、私どもも決してこのP R T Rですべてが解決するわけではないのは先刻御承知でございますが、これまで地方公共団体はいろいろな形で化学物質対策を進めてきておまして、その過程においても実態調査等もやっているわけです。それから独自の管理指針等も設けてやっております。そういった中で、P R T Rがなされることによって、そっちの方がなくなってしまうということでは困りますし、そういった調査も併せて補完といいますか、その調査の中で横出しで調査できれば一番ベターなんですが、それができなければ、独自の調査も可能とするような形をとらせていただきたい、こういったことです。

内容的には、例えば事故情報とか保管状況、保管のところでかなり汚染が起こる場合もありますし、そういった、P R T Rに乗っかっていない部分での把握といいますか要素、こういったものを是非やりたいということでございます。

【部会長】 よろしゅうございますか。

特になければ、最後に50分ほど討論の時間をとりたいと思います。

P R T Rそのものについての総論には余り御異論はなかったように思いますが、具体的な方法の上では若干温度差がありますし、細かい点ではいろいろ問題点が出されたようでございます。私たちもずっと議論はしてきましたけれども、改めて参考人の方から多く学ぶことを得ましたことを感謝申し上げます。

一人一人のテーマについてお話ししてもいいのですが、全体を含めて参考人にコメントなり、あるいは参考人の間でも自由に御発言いただきたいと思います。

【委員】 6人の先生方のお話を伺って、基本的にはP R T Rの法制化には反対ではないというふうに私は理解したのですが、いま部会長おっしゃったように、温度差はどこにあるかということ、企業の自主的な努力をより重視するのか、それとも行政の関与をより重く考えるか、その辺が少し違うのかなと思ったのですが。

特に、今回の御発言の中で2人の参考人から、P R T Rをより有効な制度にするためには地方自治体の関与が非常に大事であるという御意見を伺って、私もまさにそのとおりだと思うのですが、一方、経団連の太田さんとか日化協の福永さんは、特にこの点について余りはっきりと御発言なさらなかった。特にデータをどういう形で吸い上げてくるかというシステムについて、はっきりさせたいので、もしお考えがはっきりしていまして、御兩人からもう一度その点についてお伺いできればと思いますが。

【参考人】 私も地方公共団体の関与につきましては否定するものではございませんけれども、意見の中でちょっと申し上げましたように、P R T Rが全国ベースで統一された形をつくりあげるのにかなりの期間が要るのではないかと思うんです。もう一つは、地方公共団体同士で差が出てくるとか、少し気にしております。さらに企業秘密というのは、できるだけそれを管理する人が少ない方が秘密が守られるというようなこと等を考えますと、P R T Rが普及するまでの間は国が一元的に管理した方がいいのかなと。それが進んだ段階では、地域の環境というのは密接に関係してきますので、段階的に地方公共団体にも下ろしていったらいいのではないかと個人的には思っています。

【参考人】 国が一元化するということが企業秘密の問題と絡まった議論がよくあるのですが、なぜ国が一元化しないと企業秘密が守れないのかというのがよくわからないのです。企業秘密を一定のルールの下で、国が決まった方法で認定していくというのは当然必要なことだし、企業の利益も守らなければいけないと思うのですが、それと国が一元化するというのがどこで結びつくのでしょうか。

【参考人】 先ほども申し上げましたように、P R T R自身が日本の中に根づくというのは、私どもの経験からすると、かなり時間がかかるということです。根づかせる努力はしなければいけないとは思っています。私どもはそういった努力をかなり積極的に実施しているのは、先ほどの説明で理解していただいたのではないかと思います。

企業秘密との関係で申し上げますと、私ども企業というのは非常に激しい国際競争をしているものですから、例えば塗料などですと、ある物質があつた会社から出ているということがわかれば、その製法が、すぐ模倣されてしまう危険があることも含めて、企業秘密の

管理は、少なくとも一定のルールで決められるということはそうだと思います。そういったことからすると、できるだけ少数の人が管理するのがいいのではないかと考えています。

【委員】 先ほど参考人のお話の中で、企業秘密についてはかなり厳格に考えていいのではないかと、ちょっと知識がある人が分析してわかるぐらいのことだったら企業秘密にならないという御意見がありました。その後藤さんの御意見との比較で今のお話なんですが、一体どこまで企業秘密と考えるのかということは重要な問題だと思うんです。現行法上、完全に保護されているのはどこか。例えば、特許があれば完璧に保護される。それから不正競争防止法で営業秘密の保護が働く。これは罰則もあれば、損害賠償も全部効きます。これは完全に法益として保護されている。そこで言われているのは、ちゃんと秘密として管理されているということが大前提です。ですから、ここで企業秘密といわれる話というのは、そのくらいの厳密さで議論をしないと本当はおかしいのではないかという気がするわけです。

あるいはもう一つの参考になるのは、情報公開法はまだできていませんが、地方自治体の情報公開条例などでは、「競争上の不利をもたらさないように」というようなことを言っていますから、これも一つの物差しになるかもしれません。いずれにせよ、そういう物差しの中で考えられるべきことなのではないかと思われるのですが、それよりもっと広げるという積極的な根拠があるかどうか。

それから参考人にもお聞きしたいのですが、NGO、市民、行政、事業者の合意の下で中身を定めるという御発言でしたが、その前の合意というのはどういう形で取り付けていくのでしょうか。法律を作って、法律の中に法律マターとしてきちっと入れておけば、これは国会で議決されるわけですから、それをもって合意ができたという理解でよろしいのか、それとも、もっと別のことをお考えなのか。それもお聞きしたいと思います。

【参考人】 企業秘密につきまして、省略しましたけれども、私のレジメの5ページの一番下に「情報の市民への提供」というところがございまして、その一番下に、「企業秘密については企業から不開示の請求があった場合に、企業秘密についての厳格な定義に基づき、透明性を確保した委員会によって判断する」。こういうふうに私どもは考えております。

私どもは、地方自治体、特に市町村ということで、地域の環境管理、地域での取組ということを中心としておりますので、報告をそこに出しますけれども、基本的に企業秘密については国が一律で管理することを否定するものではありません。ただし、それは厳密な定

義に基づいた委員会で透明性を確保した形でやる。ただし、企業秘密ですから、透明性を確保して中身を公表するというのではなくて、企業秘密を判定するプロセスの透明性であります。

ちなみに、地方自治体の公開条例で、私どもは、日米の情報公開の比較をやるというので、川崎市でNECの情報を、下水道法か何かに基づいてとって見たのですが、川崎市さんのような政令都市でも、これが企業秘密かどうかはNECさんに聞いて、「企業秘密だ」と言われて、だから「企業秘密です」といって非公開にしたわけではないのですが、政令都市でも必ずしも本当に判定できるかどうかは疑問に思っておりますので、このところは、例えばEPAは4つないし5つのクライテリアで企業秘密を判定しております。日本の中でそういったクライテリアを検討すればいいことで、「キャタリストは重要だからそれは企業秘密です」とか、「塗料の成分は企業秘密です」、それはだめなんです。もっとリバー・エンジニアリングでわかるものとか、ほかの法律でもう情報公開が決められているものとか、そういうものは企業秘密と認めませんよという基準でやるべきであると私は思っております。

【参考人】 もちろん、法律で規定された部分については合意された範囲ということでしょうけれども、法定する範囲は、考え方なり基準なりについての法文化という範囲にとどまらざるを得ないのではなかろうかと思うわけです。そういう点で言いますと、その法律で規定した考え方なり根拠なりに基づいて、ここまでは公開の対象にはならないのだということの合意が、その事項の運用のルールの中で三者の合意が確保されるような秘密管理の運用ルールといいましょうか、極めて抽象的なことしか考えていないので、具体的にどうだと言われると私も困るのですが、そういうことを含めた設計が必要なのではなかろうかと思いつつながら、先ほど申したようなことを申し上げました。

【委員】 今の問題は、実はある種倫理（エシックス）と絡む部分の議論に将来的には展開すると私は思っているのです。事によりますと、確かにそれは企業秘密であるとみんなが賛成する。ある企業にとって、間違いなくそうだと言ったけれども、そのもの自身は、例えば極めて毒性が強い。微量で強毒性で、こんな恐ろしいものはなくて、もしそれが環境中に出れば大変なことが起こりますよということがわかったとすれば、その企業秘密なるものは一体保護されるべきなのかどうなのか、そこの議論に多分いっちゃうだろうと思うんです。社会的な手続として、企業秘密は、ある厳格なルールで判断するというだけでは済まなくなって、それこそ倫理の問題が出てくるだろう。そこまで考えていかないと将

来的には扱いきれないのではないかと考えていますが。

【参考人】 おっしゃるとおりでございます、国の情報公開法案 - - 継続審議になりましたが - - でも、健康とか安全に関わることは企業秘密であっても公開しないという形にはしないという例外規定がありますので、健康に関わる問題の企業秘密というのは、少なくとも国の情報公開法案よりも更に厳しく規定があってもいいのだろうと私は思っております。

それから、先ほど委員から、特許の方で企業秘密が、と言われましたけれども、企業は、特許に出すと企業秘密が漏れるので、特許も申請しないというケースが最近はかなりあるやに聞いております。多分そういう実験的な少量の物質というのは、当面検討するP R T Rではすべて裾切りで入ってこない可能性がありまして、現実に米国のT R Iでも実施以来もう10年以上たつわけですが、企業秘密を理由に公開をしないと決めたものはそんなにないですね。数は10幾つだったかシングルだったか、その程度のものでありますので、企業秘密をなぜこれほど大げさに取り上げてP R T Rを遅らせる理由にするのかが実はよくわからないということでございます。

【参考人】 先生のおっしゃいました毒性の強い物質については、先生のおっしゃるとおり、我々も企業秘密とは思っておりません。それは同感でございます。

【部会長】 実際にレスポンシブル・ケアの自主的なときに、企業秘密に関するルールはもう各企業で作っていらっしゃるのですか。

【参考人】 今、日本化学工業協会の中で実施していますP R T Rは、お互いの信頼性の下に実施していますので、そのルールはまだ作っておりません。

【参考人】 企業秘密の件については、一定のルールということで先ほど申し上げたのですが、いま、アメリカの場合には極めて少なかったという御発言があったんですが、私どもは、多いか少ないかということよりも、むしろ保護すべきものは保護すべきだということとあります。ですから、それを理由に遅らせようということではありません。

【委員】 お尋ねします。不勉強でございます、低次元の質問で申し訳ないのですが、いわゆる非点源排出の実態がP R T Rの実施によって把握できるという点が私にはわかりにくいのですが。例えば、御提出の資料の2ページの2の(3)に「農薬や自動車、家庭等からの……」とございますね。これに車が入っておりますと、これが非点源排出源ということとは承知しておりますが、これがP R T Rの実施によって、そこからの、例えば車の排気ガス、ディーゼルの排気ガスがこれで把握できましようか。その辺のところを御教示願

たいのですが。

【参考人】 私が答えるよりも先生に答えていただいた方がより正確なのかと思えますけれども、化学物質全体を抑えていく上で無視できないのは、化学物質を製造しているメーカーは意外ときちんとやっていて、むしろ、それを使っているところが余り情報もなく、いい加減と言っては申し訳ございませんが、法規制のないところはどうしてもルーズになってしまうということもあります。

もう一つ重要なことは、明らかにインベントリーがはっきりしているところ以外のところの問題。例えば、農地に散布されていた農薬、これはまた別の法律できちっとやっているのですが、その影響と、それ以外のところとの問題も一緒に考えていかなければいけないのではないかと。

家庭でも今化学物質がいっぱい使われておりまして、実際に製品に入っているものはP R T Rの中には物質としては取り扱っていませんけれども、今後、例えば家庭の中での殺虫剤の量はたかが知れているといいましても、全家庭のを集めるとかなりの量になるのではないということも考えられます。それから、これからどうなるのかわかりませんが、家を壊したときの木材を燃やすことによっていろいろあるわけですし、あの中には塩化ビニールとかいろいろあるわけです。これが間接的にP R T Rの扱い項目なのかどうなのか、これからの課題もありますけれども、いずれにしても非点源のものを視野から外すわけにいかないのではないかと。

実は私も検討会の過程では一緒に参加させていただいておりますけれども、行く行く廃棄物処理の問題とP R T Rとの関連が出てくるのではないかと。ただ、今初めてのケースでやるときに、そこまで突っ込んだいろんな話をしてしまうと、廃棄物の移動との問題とか、いろいろ難しい問題も出てきますので、当面スタートさせてみよう。視点はちゃんと置いておこう、こういった認識かと思えます。私の言葉足らずでしたら、先生、補足してください。

【参考人】 実は、環境庁の今回のパイロット事業でも非点源をだいたい努力して推計しております。特定の事業所だけが、悪者というとおかしいですが、排出源だという考え方は正しくない。国民全体の化学物質に対するリスクの総体を減らすことが大事だという視点で非点源を取り扱ってトライしております。これについては、先ほど御質問があった、米国ではどうかというお話もございしますが、米国は、今のところ非点源を余り入れておられないわけですが、現在、非点源を入れる方向で様々な検討が始まっていると聞いております。

日本はこれからスタートするという意味で、非点源も是非とも入れるべきだと私は思っております。自動車についてもかなりのトライをしております。ただ、残念ながらこういう制度がなかったがためにデータが非常に不足しているということがあります。逆に、P R T Rを中心にした制度が動くことによってデータが増えてくるであろうと思います。もう一つは、データがあるにもかかわらず、統計法その他で公開されないデータがかなりございまして、私どもも研究上欲しい情報を、統計法に載っている情報をもらえないかという、統計法上非公開になっているので出せないという議論がございます。情報の充実と公開が進めば、かなり非点源も推計できて、国民のトータルのリスクの削減に有効に活かされるのではないかと私どもは思っております。

【委員】 日本化学工業協会さんにも具体的なことをお聞きしたいのですが、先ほどの「レスポンシブル・ケア '97年度実施報告書」の13ページに、12物質の排出量が95年から97年、多分99年に向けて下がっているということが示されております。これがもしも使用量が同じであって下がっているならば、大きな成果だと思えますが、使用量自身も減少しているとしますと、排出減少は単に使用量を減少したためあるいは代替物質を使ったためという事になります。もう一つ、減少した分の使用が、法規制のない事業所にシフトしたという可能性も考えなければいけないわけです。その2点を御説明いただけませんか。

【参考人】 物質毎の使用量/生産量と排出量の両方のデータを出した方がよかったかもしれませんね。いわゆる原単位という形で、分母が使用量かあるいは生産量で、分子が排出量とした数値になると思います。その方が今先生のおっしゃる答えにはなるのではないかと思います。

現在のところ、余り正確には記憶しておりませんが、使用量はほぼ同じか若干増えているところもあると思いました。その辺はもう一ぺん調べてみます。

もう一つは、この中でクロロホルムの97年の排出量が増えていますね。これについては、先ほどP R T Rの改善のところで申し上げましたように、データを集める精度が向上して数量が増加したことと関連しております。この様なことから、3年間とか2年間とか継続してデータを蓄積していかないと比較はなかなか難しいのではないかと思います。

それから、先ほどの、規制されていない地方というか都道府県に行ったのではないかとということですが、そういったことはほとんどございません。それぞれの工場のデータを見ても、きちっと設備の対策を打って削減されておられるところが多いということです。

それともう一つは、例えばアクリロニトリルで申し上げますと、事業所はわかりませんが、データの提出をいただいた全事業所をA、B、C等の名称をつけて、データを提出していただいた事業所には還元しているわけです。そのデータから自分の工場が全体のレベルから見てどの位置にあるかということがわかるわけです。この様な比較によって自主的な削減が加速されることが非常に大きな効果を上げていることになっています。

【委員】 この場合は論争の場ではないと思っていますので、余り深入りしたくないのですが、先ほどおっしゃった企業秘密とデータの漏洩という観点で、地方自治体を通すことが企業秘密の保持に何らかの問題があるという御意見については、私は正直言って承服しかねるのですが、それ以上の議論はやめたいと思います。

データの公表について意見なり考え方をお伺いしたいのですが、特に伺いたいと思ったのは、「個別事業所の単なるデータの発表は、データがひとり歩きをして好ましくない、リスク評価のデータと一緒にやるべきである」というお話を伺ったのですが、リスクコミュニケーションというものの考え方が、どちらが正しいかどうか別として、私の考え方とは違うのだらうと思っています。リスクコミュニケーションというのは、できるだけ早い時点から住民なり関係ある人に入っていて、評価できなければできないで、とりあえずこういうことになっている。したがって、これをどうしていこうという合意形成がリスクコミュニケーションであって、上からこうだよと説明する、単にメッセージを与えるのがリスクコミュニケーションと私は思わないのです。その意味でリスクコミュニケーションの考え方が違うのかもしれないのですが、私は、データのひとり歩きということとはそんなに心配要らない。日本の大衆はそんなにばかではないと思っています。

【参考人】 先ほど何人かの参考人の方からも、また、いま先生の方からも、データのひとり歩きは余り心配要らないのではないかということですが、おっしゃっていることもよくわかるのです。ただ、経営者の方から見ますと、ノーリスクということはないまでも、かなりリスクが高いと思われると嫌だということになるんだと思います。

いろいろな見方があると思うのですが、前回か前々回か、この部会でPCBが議論になったように伺っていますけれども、今後PCBがどのように処理されていきそうかという話はもう終わっていると思いますが、事実として、これまで日本ではPCBをなかなか処理してこなかった。保管のリスクとか紛失のリスクとか、あるいは保管コストそのものを支払ってきたわけですが、これは過去何年かにわたって、国民一人一人にとって、結果としてはちっとも得にならなかった話だと思うんです。先進国で、これを処理し終わってい

るか、ほぼ処理してきたか、いずれにせよ、日本のような国は一つもないわけなんです。日本でも技術の問題よりも、むしろ地方自治体の同意等が得られずに今日に至っている。もちろん10年ほど前にカネカ（鐘淵化学工業）で焼却をしたという例があるわけですが、いずれにしても、我々もPCBどうしてるんだということをフランスとかイギリス等に何年前かに話をしたら、「あんたたち、何言ってんだ。我々はもうほとんど処理しているよ。もし必要ならば、お金出さないよ、やってあげますから」というような……。これがいい例かどうかわかりませんが、いずれにしても、やや国民をばかにしているとは思っておりませんが、立ち往生するような状況になったときに、責任をもって努力をしても、その努力が超えられないということがあった場合には、なかなか難しいのかなど。もちろん最大限努力してやるにしても、企業が持っている知識だけでは、あるいは権威というのでしょうか、そういうものもリスク評価そのものに対して確立していないものをやるわけですから、慎重にやっていただく必要があるのではないかという点であります。

【参考人】 今たまたま経団連の方からPCBの例が出ましたけれども、PCBの例は、企業の側も行政の側もある意味で失敗をした例というか、そのために非常に不信感が国民全体に広がってしまっています。そのためにうまくいかなかった。むしろこういうものの反省の上に立って新しい制度を組み立てていくべきなので、これまた企業秘密ですよとか、あるいはリスクコミュニケーションを余り住民は信用しないからやれませんかという話では、むしろ逆効果だと私は思っております。

もう一つ、レスポンシブル・ケアその他、業界が大変な削減努力あるいは調査努力をしておられるのは私は大変高く評価をしているわけですが、先ほどのレスポンシブル・ケアでの調査の12物質の、例えばトリクロロエチレン一つをとってみますと、97年に年間150トン出ている。ところが、愛知県とか神奈川県の一部だけで調査した環境庁のPRTTパイロット事業で、この地域だけで150トン排出があるんです。これは、業界団体の大手の企業だけが削減しても環境リスクは下がらないということの典型的な例になっていると私は思っているわけです。ですから、中小企業や非製造業も含めて総合的に、しかも地域の状況を十分把握した上で調査をして対策をとっていくことがなければ、国民全体の安全は守れないと私どもは思っています。

【参考人】 いま先生の言われましたトリクロロリチレンの件でございますが、このデータは日本化学工業会傘下の企業を対象にしております、トリクロロエチレン等の用途を見ていただきましたらおわかりいただけると思うのですが、例えば、鋳型とか、あるいは

機械研削した等の油を除去するための洗浄をしておられる会社、要するに機械の加工をやっておられる会社で非常に多く使用されています。このデータは日本化学工業協会だけのデータであります。

【参考人】 もちろんそれは十分承知で。特にこういうものは中小で非常にたくさん使われている、あるいは非製造業でも非常に多く使われているものですので、こういったものも含めて総合的な管理を是非進めていただきたい。ですから、大きな工業会の自主努力を大いに評価しますけれども、それだけでは具合が悪いという例だと思えます。

【委員】 ただ今の先生の御説明に関連することとして、重ねてお尋ねします。そうすると、要するに中小のところもデータを集めていくためのPRT Rの重要性ということで、その点は私ども十分に認識しているわけですが、パイロット事業で裾切りを設けて、ここで切ってしまったということに対しての安心感という、その辺の話になりますと、割合にみんな冷たい目で見ても、大丈夫なんだろうか、もっと細かいところまでどうして調べないのかねという意見が出てくるわけです。私は実は内容はよく存じ上げておりますけれども、是非浦野先生の口からその辺の説明を丁寧にしていただければ審議会も安心するのではないかと思います。

【参考人】 裾切り、特に今回のパイロット事業では幾つかの、例えば業種の裾切りもありますし、含有量の裾切りもありますし、取扱量の裾切りもあります。これらを今後どこで切るのかという議論は、必ずしも皆さんで一定してないかもしれませんが、一応パイロット事業は、取扱量ではなくて排出量を見て、およそ85%ぐらいはカバーできているだろうという考え方で最初スタートしております。しかし、やってみまして、一部の業種では十分ではなかった疑いがあるということで、もう少し小さな事業所まで対象にせざるを得ない業種もある。あるいは物質によっては1%含有ということでは十分安心できないということで、含有量の裾切りレベルも、物質によっては再検討すべきであるということがパイロット事業の評価書の方に記述されていると思います。ただ、どうしても残る部分というのは必ずあるわけです。これについては、事業者負担を軽減するという意味で、個人経営で数人のところまでやるのは無理であろうということで、自治体あるいは国が推計する、例えば小さいクリーニング屋さん、クリーニング屋さん何カ所、どういう所にあるというのは統計資料がございますので、そういったものを使って非点源に近い状態で推計していったら、もしそういうところの排出量の寄与率が大きければ、またそれなりの対策をとることが可能なような柔軟な制度にするのがよいと考えています。先ほど非点源の話も

ございましたが、こういった方法でカバーをしていくという考え方に立っているということとでございます。

【委員】 さっき森谷さんがちらっとお触れになったのですが、P R T Rが実際に動き出すとして、動き出したときに、それを有効なものにする、また、実際に今問題になっているような不確かさみたいなものに対するある種の保証ができるようにするという仕事は、恐らく地方自治体のレベルでなさなければいけなくなってくるだろうと私は思っているのです。すなわち、それは、モニタリングやサーベイランスのところをこれからどう展開し直すか。今のままでは足りないことはわかっているわけですから、そうなると、どういうふうにその辺をお考えになるかということは、今のところ地方自治体側としてどこまで議論してらっしゃるのかなと思うのですが。

【参考人】 P R T Rに関連してということではないのですが、先ほどもるる申し上げましたように、化学物質の問題は次から次と裾野が広がってきております。そういう意味からすると、広がった部分を全部やっていくというのもまた大変です。私がときどき申し上げているのは、神奈川県は今、未曾有の財政難でございます、公害防止条例の制定の時代に、測定計画に基づいて、1日24時間、6回に分けて重金属類を調査している。これをずっとやっているんです。ですから、NDをずっと測定しているわけです。この辺ではっきり、NDというものは3年間、4年間続いたらやめちゃえというくらいのところまで英断をしなければいけないかなと思っています。これは今内部でやっている最中です。その代わり新たなものを加えてやっていく必要があるのではないかな。そういった意味で、一つは化学物質対策の一大転換期ではないのかなという感じもします。

当面のところは、環境ホルモンとダイオキシンに焦点を当てて、わずかですが、少しずつ機器を整備していつている。人材の方も研究所等でシフトしていくべきだというふうに組織改正などもにはおりますけれども、まだ具体的にはいつておりません。まず本庁の組織が今がらがらと変わっちゃいますので、その後のステップでは、その辺も含めて、化学物質に対する重要性、取組というのがもっとグレードが上がってくるのかなという感じがいたします。

先ほど時間がないので言えなかったのですが、そうすると、水質保全の行政、大気の行政、廃棄物の行政、化学物質は化学物質でまた別のセクションでやっているというばらばらなところも統合した形でやっていかなければいけないのかなという感じがしております。

【参考人】 少しだけ意見を言わせていただきますが、O E C Dの国際会議のキーワード

は2つありまして、1つは、マルチステイク・ホルダーズ・プロセス、もう1つが「知る権利」でした。私は「知る権利」のことを申し上げましたけれども、この審議会で「知る権利」の話はほとんど出ませんが、情報のひとり歩きということは、実は情報というのは出ればひとり歩きするのは当たり前なんです。どう使われようとしようがないんです。それは「知る権利」があって情報を出すわけで、使われるから出さないとか、そういう議論に全然ならないわけですし、根本の理解が間違っているのだらうと思います。ひとり歩きするのが困るといふ事業者は、ひとり歩きをして困らないようにいかに説明するか、説明責任を負っていると認識すべきで、ひとり歩きするから困るといふ発言は、私はとんでもない発言だらうと思います。ただし、それは大企業の場合そうかもしれませんが、中小企業の場合なかなかそこは難しい。そこをどういうふうサポートシステムを作るかということをお否定するものではありません。

【参考人】 また話題が前へ戻ってしまうのですが、環境の測定とか、環境科学の研究 - 我々はそういう研究をやる立場におりますので - - におきましても、今非常にたくさんのおこなうべきことをしなければいけない状況になっているわけですが、日本の社会では、例えば測定ですと自治体が非常に大きな負担を次々と負わされるという状況もありますし、科学技術の方でも、数少ない研究者が非常にたくさんのおこなうべきことを得ない状況になっています。そういった場合に、このP R T Rがうまく機能すれば、どういう物質のどういう環境媒体、あるいはどういうものを中心に測定したら良いのか、あるいは研究開発をしたら良いのか、あるいは当然、企業側もどういうものを主に対策をとったら良いのか、こういったものが全部かなり見えてくる。そういう意味では行政の効率化にも、あるいは科学技術の進歩の効率化にも非常に大きく貢献できているわけなんです。それも、先ほど言いましたように、特定の大手の製造業だけのデータでは非常に困るわけで、地域ごとに環境リスク総体の中でどういうものが重要で、どういうところが重要なのが見える形の制度を是非ともおつくりいただきたいと思っております。

【委員】 論点を変えて御質問したいのですが、電子データ化というのが今度の調査でどれくらいやられたのか詳しくは存じないのですが、もし電子情報化というのが相当程度やられるとしますと、地方自治体が関与する必要があるのかどうか。どうにでもデータはまとめられると思うのですが、これは今後どういうふうにお考えになっているのでしょうか。

【事務局】 事務局の方からお答えいたします。電子媒体につきましては、今回、紙でお配りして、フロッピーは、全員にお配りすると非常にお金もかかりますので、フロッピー

で出したい方は申し出てください、その方にはお配りをしますということで用意しました。今、割合の数字が出てきておりませんが、今回はそれほど多くはございませんでした。ただ、フロッピーの方が都合がいいということで出された方はございます。

一方で、特に中小の方だと思えますけれども、それほど希望がなかったということは、すぐには対応できない、紙の方がとりあえず便利だと思われる方が多いのだろうと考えております。数字については、今報告書を繰っておりますが、もし後で発見したら御報告いたします。

【参考人】 今電子媒体化をすれば自治体が関与しなくてもいいようなお話がちらっとございましたけれども、情報を提供するという意味では一部そういう点があるかと思いますが、正しいやり方で正しい情報を集めるということは、自治体がきめ細かな手助けをしながらやる必要があります。電子媒体化したから地方自治体はなくても国一元でいいのではないかという議論にはならないのではないかと考えています。

【委員】 地方自治体が情報を提供する側にどういう指導をするおつもりなのか。恐らく地方自治体よりは事業者の方が詳しいデータを持っているのだろうと思いますが。私は、地方自治体が関与する必要がないということを申し上げているのではなくて、データの収集をしたり、いろいろするとき、地方自治体が関与する必要はないだろう。ただし、地方自治体が、どういう毒性を持った物質が出ているのかとか、そういうことは電子情報化をしておけば、どうにでも料理ができるのではないか、そういうことを申し上げているわけでございます。

【参考人】 地方自治体の役割という観点のお尋ねかと思えます。先ほどいろいろ述べてまいりましたが、P R T Rに当たりまして、神奈川県の場合、パイロット事業で推計マニュアルとかいろんなマニュアルを一生懸命作っていただいたものを事業所の方々にいろいろ説明もしてまいりましたし、そういった中で一つのコミュニケーションができております。また、実際やってみると、そういうことを自治体としてやらないとなかなか難しいのかなという面もございます。

一方では、化学物質に対しての一般住民の方々の関心は非常に高まってきていまして、今は環境ホルモン中心ですが、相談の窓口といえましょうか第一線では、環境ホルモンなんかですと、地域の保健所、福祉事務所ということになりますけれども、そこでは専門家はおりませんので、そうなると、化学物質に詳しい環境部の環境研究所の職員等が相談に乗っている。ですから、第一線の非常にやさしいところのレベルでのコミュニケーション

については、パンフレット、リーフレットのちゃんとしたものを作って、第一線の窓口でやっていただく。より詳しいことを知りたい人は、もっと専門の、例えば研究所あたりでやっていただく。今、環境センターなどでも方々の団体、民間の企業団体も含めて、環境ホルモンとは、ダイオキシンとは、ということを講演してくれと引っ張りだこになっておりますから、これが一つのコミュニケーションになっていくのかなど。個別具体の情報の細かいところについての秘密に触れるような部分までどうなのかという疑念は確かにございますが、一般論としての使い方については十分やっていく必要があるし、かといって、バイパスで、何も調査に携わらずに、情報をもってその話だけしろと言われてもなかなかできない。積み上げていく過程でコミュニケーションもつくられていく、そっちの効果の方が大きいのではないかと考えているわけでございます。

【参考人】 一つ補足させていただきますが、私どもは、地方自治体独自の物質を増やすこととか裾切りを下げるとかということも主張しておりますので、国の一律の制度でなければ、当然、地方自治体がかまないと困りますので、その観点からも地方自治体はかむ必要があると思っております。

【事務局】 先ほどの数ですが、フロッピーの配布数だけわかっておりまして、全体で1800事業所が対象となっております。そのうち、電子媒体で下さいという申し出があってフロッピーを配布したところは500でございます。ただ、幾つ回収があったかというのは、手元に数字がございませんので、お答えできかねます。

あと、公表時の電子媒体の方でございますが、これはインターネットに掲載しまして、なるべくデータが使いやすいように、今回は集計データしか公表しておりませんが、それでも機械上若干操作ができるような形で提供したわけでございます。

【部会長】 予定された時間がまいりましたので、特に御発言なければ、これで本日は終わりたいと思います。

今日は参考人の先生方、本当にありがとうございました。随分役に立ちましたし、P R T Rについての重要性は、先ほど申し上げたとおりであります。私どもも、O E C Dがこうしたからとか、先進国がこうしているからという後追いの姿勢でなくて、できれば、遅れた分だけは日本が非常に先進的だと言われる気持ちを持ちたいと思っております。そういう意味で、また今後いろいろ御指導いただくことが多いと思いますが、厚く御礼申し上げます。

この問題はまた引き続きこの審議会で審議していくわけですが、本日は、長時間であり

ましたが、皆さんの御協力に感謝申し上げます。ありがとうございました。

【保健企画課長】 今日、参考人の先生方、また、委員の先生方、ありがとうございました。

私の方からおわびでございますが、事務的な連絡の悪さがございまして、最後まで1名定足数に達しませんでしたので、今日は形の上では懇談会ということにさせていただきます。

また、次回でございますが、前回お話ししましたとおり、11月16日(月)の10時から12時にこの場所で開催したいと考えております。

なお、その次でございますが、できれば月内にと考えておまして、先生方、また、本日御欠席の先生方からも日程を伺って、早めに次々回の日程を設定したいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

【部会長】 次回は、11月16日(月)10時から12時に開催することにしておりますので、引き続きよろしくお願いいたします。

また、毎回申しておりますが、時間が足りなくて発言できなかった方は書面で出していただければ、それは発言されたこととして審議時間の不足を補うように努力いたしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

以上をもちまして本日の会を終えたいと思っております。

【保健企画課長】 どうもありがとうございました。

- - 了 - -